



にゆーすきじ

ニュース記事から 新聞摘要

ねん がつついたち

にち

(2018年6月1日~2018年11月30日)

6月20日(星期三)

厚生労働省公布, 遺華日本人一行7人(遺華日本人7人、护理人员6人)の集体暂时回国日程是从6月21日(星期四)到7月3日(星期二), 共13天。委托公益财团法人《中国残留孤儿援护基金》实施。厚生労働省从平成6年开始实施中国遗华日本人的集体暂时回国活动, 平成5年之前, 集体暂时回国是由民间团体负责实施的。

6月26日(星期二)

厚生労働省从平成28年(2016年)度起, 为了把人们在战争年代中经历过的体验、艰辛以及心境等传达给后代, 开始实施了以战争结束后出生的世代为对象的“战后世代的讲述人”的人才培养事业。近前, 发表了第三期研修生的募集信息(募集期间从6月26日到8月6日截止)。讲述人的培养事业委托给了昭和馆、承继馆(しょうけい館: 战伤病者史料馆)以及首都圏中国帰国者支援・交流中心(首都圏中心)这三所设施。首都圏中心致力于培养“牢记中国残留日本人等在战争中・战争结束后以及归国后经历的各种苦难”讲述人。募集的研修生, 是以战后出生, 并愿意努力把战争中・战后的艰辛传达给后世的人为对象, 选考将根据小论文进行资料审查以及面试。

研修从平成30年9月开始, 每个月进行1・2次左右, 第一年听取苦难体验并学习作为讲述人的基础知识等, 第二年、第三年, 作为讲述人通过实践活动提高讲述水平。研修结束后, 作为讲述人将计划安排一

6月20日(水)

厚生労働省は、中国残留邦人の集団一時帰国7名(残留邦人7名、介護人6名)の日程が6月21日(木)から7月3日(火)までの13日間になったと発表した。公益財団法人中国残留孤儿援護基金に委託して行う。厚生労働省では、平成6年から中国残留邦人の集団一時帰国事業を実施しており、平成5年以前は民間団体等による集団一時帰国が行われていた。

6月26日(火)

厚生労働省は、平成28年度から戦後世代を対象に、当時の体験と労苦、思いなどを次の世代に伝えていく「戦後世代の語り部」育成事業を実施しているが、この第3期研修生の募集(募集期間6月26日から8月6日まで)を発表した。育成事業は、昭和館、しょうけい館及び首都圏中国帰国者支援・交流センター(首都圏センター)の3施設に委託し、首都圏センターでは「中国残留邦人等が戦中・戦後及び帰国後に体験した様々な労苦を継承」する語り部を育成する。募集対象は、戦後生まれで、戦中・戦後の労苦を次の世代に伝える意欲のある方で、小論文による書面審査と面接を行い、選考する。

研修は平成30年9月から毎月1・2回程度行い、1年目は労苦体験の聞き取りや語り部としての基礎知識などの習得、2年目3年目は、語り部としての実践活動を通じてスキルアップを図る。研修後は、語り部として、講話や小中高等学校などでの講演といった活動に携わる予定である。



些在各地以及到中小学校等作演讲这样的活动。

7月6日（星期五）

厚生劳动省公布，9日11点厚生劳动大臣加藤先生将在省内大臣室会见18名遗华日本人代表以及支援律师，会面时间预计20分钟。去年的会见是7月11日实施的。

7月31日（星期二）

厚生劳动省公布，遗留在库页（萨哈林）岛的16名日本人（遗留日本人16人，护理人员16人）的集体暂时回国日程是从8月1日（星期三）到8月11日（星期六），共计11天。委托“特定非营利活动法人・日本萨哈林协会”负责实施。厚生劳动省从平成7年开始实施库页（萨哈林）岛的遗留日本人的集体暂时回国活动，平成6年以前集体暂时回国活动是由民间团体负责实施的。

9月10日（星期一）

厚生劳动省公布，遗华日本人一行9人（遗华日本人9人、护理人员9人）的集体暂时回国日程是从9月11日（星期二）到9月22日（星期六），共12天。委托公益财团法人《中国残留孤儿援护基金》实施。

9月25日（星期二）

厚生劳动省公布，遗留在库页（萨哈林）岛的15名日本人（遗留日本人15人，护理人员15人）的集体暂时回国日程是从9月26日（星期三）到10月6日（星期六），共计11天。委托“特定非营利活动法人・

7月6日（金）

厚生労働省は、^{このか}9日11時から約20分程度、^し省内大臣室で、^{やく}中国残留邦人の^{ぶん}代表18名と支援^{しょう}弁護士が、^{ないだいじんしつ}加藤^{だいいょう}厚生労働大臣と^{めんかい}面会することを発表^{さくねん}した。昨年^{さくねん}は7月11日に実施した。

7月31日（火）

厚生労働省は、^{からふと}樺太等残留邦人の集団一時帰国16名（残留邦人16名、介護人16名）の日程が8月1日（水）から8月11日（土）までの11日間になったと発表した。^{とくていひえいりかつどうほうしんにほん}特定非営利活動法人日本^{さはりんきょうかい}サハリン協会に委託して行う。厚生労働省では、平成7年から樺太等残留邦人の集団一時帰国事業を実施しており、平成6年以前は民間団体等による集団一時帰国が行われていた。

9月10日（月）

厚生労働省は、中国残留邦人の集団一時帰国9名（残留邦人9名、介護人9名）の日程が9月11日（火）から9月22日（土）までの12日間になったと発表した。公益財団法人中国残留孤儿援護基金に委託して行う。

9月25日（火）

厚生労働省は、樺太等残留邦人の集団一時帰国15名（残留邦人15名、介護人15名）の日程が9月26日（水）から10月6日（土）までの11日間になったと発表した。特定非営利活動法人日本サハリン協会に委託して行う。



10月23日（火）

日本萨哈林协会”负责实施。

10 月 23 日（星期二）

用中文的交谈志愿者到护理设施等的访问事业于 9 月在千叶县启动。交谈志愿者访问事业作为厚生劳动省的一项事业，以“中国归国者支援・交流中心”为主体于去年 4 月开始运行。这是因为，随着接受护理服务的遗华日本人的增加，由于语言和文化上的不同，有很多人不能充分利用各种服务、与护理人员或是其他的利用者也难以建立起良好的人际关系。根据厚生劳动省的统计，到今年 6 月末为止，在全国，志愿者的登记数有 250 人，多是遗华日本人的第二、三代。据说县内也已有 14 名志愿者的报名。

11 月 19 日（星期一）

“加深对遗华日本人的理解的集会～在群馬”于 18 日在前桥市的县社会福祉综合中心召开，这次集会由首都圏中国帰国者支援・交流中心主办。集会上播映了以在战前中国东北部生活的日本人的历史为题材的 DVD，并且请住在前桥市的归国者第一谈人生经历和生活体验，归国者第二代演奏了中国的传统乐器，还请运营接受中国归国者等的护理事业的第二代做了演讲。

请注意：本栏目的新闻皆为一般报章的报道摘要。因此，并非为政府正式公布之内容，其中一部分还包含媒体的观察消息，敬请注意。

中国語による語りかけボランティアの、介護施設などへの訪問事業が 9 月、千葉県内でスタートした。ボランティア訪問事業は昨年 4 月、厚生労働省の事業として「中国帰国者支援・交流センター」が主体となって始まった。介護サービスを受ける残留邦人が増えるにつれ、言葉や文化の違いでサービスを十分受けられなかったり、介護スタッフや他の利用者とうまく関係を築けなかったりする人が多くみられるようになったためだ。厚生労働省によると、今年 6 月末現在、ボランティア登録者は全国に 250 人あり、残留邦人 2, 3 世が多い。県内でも 14 人がボランティアに応募してきたという。

11 月 19 日（月）

「中国残留邦人等への理解を深める集い in 群馬」が 18 日、前橋市の県社会福祉総合センターで開かれた。首都圏中国帰国者支援・交流センターが主催。戦前の中国東北部に渡った人の歴史を取り上げた DVD の上映の他、同市在住の帰国者一世の体験談、二世による中国伝統楽器の演奏、中国帰国者らを受け入れる介護事業所を運営する二世の講演があった。



ご注意：本欄の内容は、すべて一般の新聞などで報道された内容を要約して掲載しているものです。したがって、政府が公式に発表したものではなく、一部には報道機関の観測記事なども含まれていますので、ご注意ください。